

石川県公報

令和7年2月3日(月曜日)

号 外

(第 4 号)

目 次

告 示
○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

告 示

石川県告示第27号

令和7年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和7年2月3日

石川県知事 馳 浩

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥能登東部 水源かん養保安林	47.00	
奥能登西部 "	159.06	
中能登東部 "	12.34	
中能登西部 "	50.64	
中能登中部 "	50.81	
中能登南部 "	79.34	
富来川神代川	10.22	
羽 昨 川	78.70	
犀川大野川	499.68	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
手 取 川	1,211.28	{ 国有林 341.68 民有林 869.60
梯 川	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大 聖 寺 川	480.76	{ 国有林 30.28 民有林 450.48
小 計	2,953.87	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.22	
奥能登西部 "	1.04	
中能登東部 "	0.28	
中能登西部 "	2.84	
中能登中部 "	0.42	
中能登南部 "	6.50	
富来川神代川	1.66	
羽 昨 川	18.16	

犀川大野川	〃	7.58	
手取川	〃	5.32	{ 国有林 3.66
			{ 民有林 1.66
梯川	〃	5.16	{ 国有林 5.12
			{ 民有林 0.04
大聖寺川	〃	0.12	
小計		52.30	
中能登西部干害防備保安林		1.68	
犀川大野川	〃	0.66	
大聖寺川	〃	0.08	
小計		2.42	
能登地区保健保安林		134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手取川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	159.18	
小計		390.70	
合 計		3,399.29	